



# 大災害時 非常通信実施の流れ

## ① 大災害時に非常通信は行われるのでしょうか

### 要請により非常通信を実施します

**開始**

横須賀市に非常災害が発生し、市が災害対策本部を設置し、本部長より情報の伝達につき当協議会に要請があった時から実施します(運用基準第2条)



**終了**

本部長より終了の指示が当協議会に到達された時をもって終了します(運用基準第7条)

※医療救護関連は医師会からの要請により運用の検討が開始されます  
※非常通信は電波法52条の4号に基づき運用します



## ② まず、どうすればよいでしょうか

非常通信が予測される場合は  
**非常通信周波数を聴守してください**(運用基準第3条)

439.78MHz

ただし

まずは、ご自分・家族・自宅・周辺での災害からの安全の確保を最優先に考えてください



**自助/共助を優先してください**

防災対策・災害対応を考えるうえで「自助／共助／公助」という考え方があります  
自助とは、自ら(家族も含む)の命は自らが守ること、または備えること  
共助とは、近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えること  
公助とは、行政をはじめ警察・消防・ライフラインを支える各社による応急・復旧対策活動

FMLレピータJP1YMEの周波数**439.78MHz**を聴守してください。  
または145.00MHzの呼出周波数・非常通信周波数を聴守してください。  
なお、144MHz帯は行政センター・本庁間の直接波による情報の受伝達に使用します。

## ③ どのように統制され、どのように行動すれば

### 統制局と会員各局の行動

**統制局**

横須賀市役所アマチュア無線局(JH1YLF)局を統制局とし、協議会の行う非常通信の全般を統括します(運用基準第4条)

**初動時**

- 非常通信の開始の宣言を行い、運用周波数、電波の型式の周知を行います
- 必要地域への移動運用等の指示を行います



**会員**

統制局の指示に基づき、各行政センター等、必要な場所で移動運用を行います(運用基準第5条)  
各行政センターには無線設備がありますが、余裕があればハンディー機を持参してください

※医療救護関連での移動運用は関係機関と協議の上別途連絡します



## ④ 行政センターについたら

### 行政センターでの活動(無線局の開設)

本庁の統制局(R-2)には常設  
各行政センターにはアンテナ機材・専用BOXに他必要物品、非常用電源の位置を確認後、設置します。



保管ケース、アンテナ、伸縮ポールを確認します



保管ケース

ケース内保管物は装備品リストでチェックしてください。

リグ、電源、電源ケーブル、同軸ケーブル(長×2、短)  
工具、デュープレクサ、ハンディトランシーバ接続部品、他



リグ(TM-D700)をセット



アンテナ設置は安全第一



ケーブル50cm

コネクタ(メス)

SMA/BNC変換

BNC(メス)

ハンディトランシーバ接続部品(適宜使用)

持参のハンディトランシーバで  
交信できるよう、デュープレクサと  
M型⇄BNC変換ケーブル、  
SMA⇄BNC変換コネクタが  
保管ケース内に準備されています。

協議会用帽子があります。  
活動中は着用してください。



近隣の行政センターについたら、当協議会の会員である旨を市職員に告げ、指示に従ってください。協議会用帽子がありますので活動中は着用してください。  
役員は腕章、ベスト、帽子、(状況に応じてヘルメット)を着用し出向きます。